

くらしき朝市開催規則

（開催趣旨）

第1条 古く三斎市、六斎市として定期市が開かれることによって賑わっていた倉敷の街を取り戻すため、くらしきTMOの事業として、倉敷市近郊及び高梁川流域の鮮魚や農産品、工芸品、郷土加工品等を販売することにより、地産地消を図り地域の活性化、賑わいと活気のある街づくりに資するため朝市を開催する。

（名称及び朝市開催場所）

第2条 朝市の名称及び場所は、次のとおりとする。

名称	くらしき朝市「三斎市」
朝市開催場所	倉敷駅前商店街周辺

（実行委員会）

第3条 実行委員会は、次のとおりとする。

名称	くらしき朝市実行委員会（以下、実行委員会）
----	-----------------------

事務局	倉敷商工会議所内 〒710-8585 岡山県倉敷市白楽町 249 番地の 5 TEL:086-424-2111(代) FAX:086-426-6911
-----	---

実行委員長	実行委員長は実行委員会において委員のなかから選任する。
-------	-----------------------------

実行委員会の議決	実行委員会は「くらしき朝市開催規則」「くらしき朝市実行細則」その他、実行委員長が必要と認めた事項を議決する。 実行委員会は実行委員長が招集しその議長となり、委員会の出席者の過半数の同意により議決する。
----------	---

（出店できる者の範囲）

第4条 くらしき朝市「三斎市」へ出店できる者は、倉敷で開催される朝市にふさわしいと、実行委員会が認めた者とする。

（販売品目）

第5条 くらしき朝市「三斎市」で販売する品目は、鮮魚、花卉・園芸品、野菜・果物、またこれらを使った加工品、ふるさとの特産品、焼物・工芸品等とする。この場合において法令等により、販売を禁止されているものは、取扱わないものとする。

（出店許可）

第6条 くらしき朝市「三斎市」へ出店しようとする者は、実行委員会の許可を受けなければならない。

2 実行委員会は、朝市の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（出店の取消し）

第7条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を取り消すことができる。

- （1）法令、この規則又は許可の条件、別に定める「くらしき朝市実行細則」に違反したとき。
- （2）その他特別な事由が生じたとき。

（開催日、時間）

第8条 くらしき朝市「三斎市」の開催日及び時間は別に定める「くらしき朝市実行細則」によるものとする。

(損害賠償)

第9条 出店者は、出店に際し周辺施設等を損傷したときは、直ちに原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 出店者は販売した物品で購入者に損害や被害を与えた場合は、全責任を負うものとする。実行委員会は一切の責任を負わない。

3 出店者は搬入・搬出、及び販売中に出店者が起因する事故・けがなどが発生した場合、全責任を負うものとする。実行委員会は一切の責任を負わない。

(会 計)

第10条 実行委員会の会計は、助成金、参加料金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(補 則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は「くらしき朝市実行細則」で定める。

附 則

この規則は、平成17年6月20日から施行する。

くらしき朝市実行細則

（開催日、時間）

第1条 くらしき朝市「三斎市」の開催日、時間は毎月第3日曜日、午前8時から午前11時とする。但し、くらしき朝市実行委員会（以下、実行委員会）の判断で、開催日、時間を変更することができるものとする。

（出店許可）

第2条 くらしき朝市「三斎市」へ出店しようとする者は、別紙「くらしき朝市「三斎市」出店申込書」を原則として実行委員会が指定した日迄に必要な事項を記入の上、事務局宛て提出し、実行委員会から「くらしき朝市「三斎市」出店許可証」を受けなければならない。

2 出店の際には店舗前面のお客様から見やすい場所に必ず上記「くらしき朝市「三斎市」出店許可証」を掲示すること。

3 出店者は、出店許可・場所を第三者に再貸しをしてはならない。

（出 店 料）

第3条 1区画（間口1.8m。奥行き1.8m）3,000円。但し、原則として最大2区画までとする。

2 既に支払った出店料については返金しない。但し、朝市が開催されなかった場合は、この限りではない。

3 出店料の支払方法、期日については別に定める。

（販売品目）

第4条 食品の販売にあたって倉敷市保健所の手続きが必要な商品については、これを出店者の責任で行うこと。

（器 材）

第5条 棚・机・椅子・電源・水・テント等の必要な器材は原則として出店者で用意すること。

（出店の可否、及び出店位置）

第6条 実行委員会で出店の可否、及び出店位置を決定し、その理由については公開しない。

（出店者の駐車場）

第7条 くらしき朝市「三斎市」への出店者の駐車場は原則として実行委員会が確保するが、その責を実行委員会は負わない。

附 則

この細則は、平成17年6月20日から施行する。